

経 済 要 録

国 内

◆日本銀行、中東における戦争勃発につき総裁談話を発表

日本銀行は、1月17日、以下の総裁談話を発表した。

[総裁談話]

中東において戦争が勃発したが、日本銀行としては、これに伴う市場の情勢変化を注視しつつ、必要に応じ流動性供給等の面において適時適切に対応していく方針である。

市場関係者は、これを踏まえて、努めて冷静に対処されるよう期待する。

◆平成3年度政府経済見通しについて

政府は、昨年12月22日、「平成3年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち経済見通しに含まれる主要指標は以下のとおり。

主 要 経 済 指 標

	平成元年度 (実績)	平成2年度 (実績 見込み)	平成3年度 (見通し)	前年度比増減(△)率			
				平成2年度		平成3年度	
				%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
1. 国民総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国民総生産	406.2	435.4	459.6	7.2	5.2	5.5	3.8
民間最終消費	232.3	248.0	263.8	6.8	4.2	6.3	4.1
民間住宅投資	23.4	26.2	26.2	11.9	8.4	△0.1	△2.7
民間設備投資	75.9	86.2	93.0	13.5	11.7	7.9	6.8
2. 雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,302	6,415	6,495	1.8		1.2	
就業者数	6,163	6,275	6,355	1.8		1.3	
3. 鉱工業生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数 前年度比増減率	4.5	5.5	4.1	—		—	
4. 物価	%	%程度	%程度				
総合卸売物価指数 前年度比騰落率	3.5	2.0	△0.1	—		—	
消費者物価指数 前年度比騰落率	2.9	3.1	2.4	—		—	
5. 国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
経常収支	7.6	4.5	3.8	—		—	
貿易収支	10.0	7.9	7.2	—		—	
輸出入	38.3	39.7	39.1	3.7		△1.5	
輸 入	28.3	31.8	31.9	12.4		0.3	

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成3年度の経済の姿を示すものであり、わが国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、とくに国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆平成3年度一般会計予算および財政投融资計画の
政府案について

政府は、昨年12月29日、平成3年度一般会計予算
および財政投融资計画の政府案を閣議決定した（大
蔵省原案の内示は昨年12月24日）。その概要は以下
のとおり。

平成3年度一般会計予算案

(単位 億円、%)

		3年度	平成2年度 当初予算 増減(△) 比率
歳 入	租税および印紙収入	617,720	6.5
	その他収入	32,324	22.5
	うち国債整理基金 特別会計受入金	13,000	0.0
	その他収入	19,324	44.3
	公債金	53,430	△4.5
	合計	703,474	6.2
歳 出	一般歳出	372,382	5.3
	うち社会保障関係費	122,122	5.1
	恩給関係費	18,084	△1.6
	文教・科学振興費	53,944	5.5
	防衛関係費	43,870	5.5
	公共事業関係費	65,897	6.0
	経済協力費	8,459	7.8
	中小企業対策費	1,950	0.3
	エネルギー対策費	5,921	8.1
	食糧管理費	3,732	△5.6
	その他の事項経費	43,553	4.6
	給与改善予備費	1,350	皆増
	予備費	3,500	0.0
	国債費	158,343	10.8
	地方交付税交付金	159,749	4.6
	産業投資特別会計へ繰入れ	13,000	0.0
合計	703,474	6.2	

(注) NTT株式売却益による無利子融資制度。

平成3年度財政投融资計画

(単位 億円、%)

		3年度	平成2年度 当初予算 増減(△) 比率
原 資 内 訳	産業投資特別会計	657	2.5
	資金運用部資金	291,349	2.4
	うち郵便貯金	88,000	22.2
	厚生年金・国民年金	64,300	16.1
	簡保資金	63,050	4.1
	政府保証債・政府保証借入金	19,000	△5.0
内 訳	うち政府保証債	19,000	△5.0
	政府保証借入金	—	—
	合計	374,056	2.3
運 用 別 内 訳	政府系金融機関	140,181	10.9
	うち住宅公庫	64,030	14.5
	中小公庫	19,670	2.6
	公共事業実施機関	47,134	9.6
	うち日本道路公団	20,577	6.3
	住宅・都市整備公団	8,903	1.9
	その他公団・事業団等	48,741	△9.1
	うち年金福祉事業団	21,330	11.7
	地方	55,000	3.4
	うち地方公共団体 公営公庫	43,650 11,350	4.7 △1.3
内 訳	資金運用事業分	77,000	10.8
	うち郵便貯金特別会計	40,000	14.3
	年金福祉事業団	20,500	13.9
	簡保福祉事業団	16,500	0.0
	合計	368,056	6.5

(注) 原資内訳合計と運用別内訳合計との差額は、資金運用
部資金による国債引受け(0.6兆円)。

◆平成3年度税制改正要綱について

政府は、昨年12月24日、平成3年度税制改正要綱を閣議報告した。同要綱は、土地・住宅関連税制への対応を柱としており、具体的には、① 評価替えに伴う固定資産税の増収見合いでの個人住民税減税、② 住宅取得を促進するための住宅ローン減税、③ 設備投資にかかる特別償却を中心とした中小企業振興税制等を提言。

◆日本銀行、通貨オプション取引のボラティリティー公表開始

日本銀行は、本年1月4日から、通貨オプション取引のボラティリティー（予想変動率）の公表を開始した。

公表品目は、ドル円通貨オプション市場におけるボラティリティー（1、3か月物の東京市場終値＜午後3時半現在＞）、公表頻度は毎営業日。

◆BANCSおよびACS、CD・ATMの日曜稼働を実施

BANCS（都銀キャッシュサービス）は、本年1月13日より、CD・ATMの日曜稼働を実施した。また、ACS（地銀CD全国ネットサービス）も同日より実施した（加盟行64行のうち61行が参加）。実施概要は以下のとおり。

1. 稼働日 正月3日が日を除く日曜日
(注) 日曜日と祝日が重なった場合は日曜として稼働し、振替休日は非稼働とする。
2. 取扱時間 午前9時より午後5時まで
3. 取扱業務 ① 現金支払業務
② 残高照会業務
4. その他 日曜稼働店舗および利用手数料については、各加盟行が個別に決定する。

◆個別銀行のテレビ広告解禁について

全銀協では先のラジオ広告の全面的解禁に続いて、本年1月1日より個別銀行のテレビ広告を解禁した。

—(計表訂正のお知らせ)—

『調査月報』平成2年4月号掲載の研究資料「わが国における近年の地価上昇の背景と影響について」の中の固定資産税の負担度についての計数（54ページ、図表16）には、固定資産税以外の資産税（有価証券取引税等）が含まれていたため、同図表を以下のとおり訂正いたします。

固定資産税の負担度（日米比較）

(%)

	日本		米国	
	固定資産税/総土地資産	固定資産税/GNP	固定資産税/総土地資産	固定資産税/GNP
70年	0.37	0.89	5.88	3.35
75年	0.46	1.25	5.03	3.22
80年	0.45	1.39	2.93	2.51
81年	0.42	1.38	2.87	2.46
82年	0.44	1.46	3.07	2.59
83年	0.46	1.55	3.15	2.62
84年	0.47	1.56	3.33	2.56
85年	0.48	1.61	3.50	2.58
86年	0.43	1.69	3.54	2.64
87年	0.34	1.69	3.58	2.68

(資料) OECD「REVENUE STATISTICS」

(注) 『調査月報』掲載の計数は、不動産関連以外の資産税を含むもの（OECD Revenue Statistics分類番号4000）であったのに対し、上掲の計数は国際比較可能な広義の固定資産税（固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、同分類番号4100）を用いて計算している。

◆現行金利一覧 (3年1月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2. 8.30	(5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2. 8.30	(5.5)
短期プライムレート	8.25	2.12.11	(8.0)
長期プライムレート	7.8	3. 1. 4	(8.1)
住宅ローン金利			
・固定金利型	8.28	2.10. 1	(7.68)
・変動金利型	8.5	2.10. 1	(7.5)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	7.8	3. 1. 4	(8.1)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	7.8	3. 1. 4	(8.1)
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17	(5.4)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	5.0	1. 7.28	(4.75)
(期間5年～7年)	5.5	2. 2.27	(5.35)
(期間7年以上)	6.9	2.12.18	(7.2)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)			
・定期預金			
3か月	4.08	2. 9.17	(3.63)
6か月	5.33	2. 9.17	(4.88)
1年	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年	6.33	2. 9.17	(5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17	(3.5)
・普通預金	2.08	2. 9.17	(1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17	(1.88)
郵便貯金金利			
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17	(4.63)
・積立貯金 (1年)	4.20	2. 9.17	(3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17	(3.0)
・定期貯金 (1年)	6.08	2. 9.17	(5.63)
信託配当率			
・指定金銭信託合同運用口 (a)			
1年以上のもの	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17	(5.93)
5年以上のもの	6.8	3. 1. 6	(7.1)
・貸付信託 (b)			
2年のもの	6.53	2. 9.21	(6.08)
5年のもの	6.92	3. 1. 6	(7.22)

(注) 1.市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

2.信託配当率は各行自主決定金利。

(a) 既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

(b) 実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件 (3年1月16日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.522	<12月債> 6.799
	表面利率 (%)	6.6	6.9
	発行価格 (円)	100.47	100.60
割引国債 (5年)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.939	<11月債> 7.548
	同税引後 (%)	5.467	5.925
	発行価格 (円)	71.50	69.50
政府短期証券 (60日)	応募者利回 (%)	(9月10日発行分～)<4月2日発行分～> 5.550	5.168
	割引率 (%)	5.500	5.125
	発行価格 (円)	99.0959	99.1575
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.700	<12月債> 6.942
	表面利率 (%)	6.7	6.9
	発行価格 (円)	100.00	99.75
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.741	<12月債> 6.984
	表面利率 (%)	6.7	6.9
	発行価格 (円)	99.75	99.50
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.900	<12月債> 7.200
	表面利率 (%)	6.9	7.2
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.900	<12月債> 7.200
	表面利率 (%)	6.9	7.2
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回 (%)	<1月債> 7.100	<12月債> 7.204
	同税引後 (%)	5.752	5.842
	割引率 (%)	6.61	6.70
発行価格 (円)	93.37	93.28	

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

◆米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は、12月18日、「景気の停滞、信用の引締め、通貨供給量の低い伸びに対処するため」、公定歩合を0.5%引下げ6.5%とし、翌19日より実施する旨発表した。

今回の公定歩合の変更は89年2月（6.5%→7.0%）以来1年10か月ぶり（公定歩合の引下げは86年8月〈6.0%→5.5%〉以来4年4か月ぶり）。

◆EC首脳会議、およびEC経済・通貨統合、政治統合に関する政府間協議を開催

90年12月14～15日、ローマにて開催されたEC首脳会議（European Council）において、今後の経済・通貨統合（EMU）および政治統合（PU）の進め方につき、EMU・PUに関する二つの政府間協議（Intergovernmental Conference、以下IGC）で検討を行うべく指示する旨、全加盟国一致で決定。これを受け、首脳会議終了後の12月15日に第1回目のIGCが開催され、今後の運営方法のあり方等を検討した。

首脳会議における決定事項は以下のとおり。

1. 経済・通貨統合（EMU）

EC首脳会議は、欧州中央銀行のあり方に関するEC中央銀行総裁会議からの報告およびEMUに関するEC委員会の条約ドラフトに注目するとともに、12月15日から開催されるEMUに関するIGCに対して、次の3点を指示。①EC委員会およびEC議会の意見を考慮すること。②PUに関するIGCと並行的に作業を進め同時に結論を出すこと。③両IGCにおける結論は92年末までに各国が改定ローマ条約を批准するという期限目標に沿ったかたちで早急に提出されるべきこと。

2. 政治統合（PU）

従来からのEC統一市場の創設、EMUの完成等に加え、ヨーロッパの安定を強化するとの観点から、PUへの移行にあたってのプロセスを明確にするとの決議を行い、PUに関するIGCに対して、これまでの各国およびEC委員会の提案にとらわれることなく、次の点を中心に検討を進めるべく指示。

(1) 民主的合法性……IGCでの検討において、EC議会の役割を強化するとの観点から、①各国の協調プロセスの改善および拡充、②EC理事会の全員一致の承認を必要とする国際協定に対するEC内で合意手順の拡充、③EC委員会および同委員長の指名に関するEC議会の関与、④EC予算および財政運営に対するコントロールの強化、⑤EC政策実施状況のモニタリング等の必要性を十分考慮するとともに、EC立法に対するEC議会の関与ならびに各国議会の役割強化の観点にも配慮すべき旨指示。

(2) 共通の外交および安全保障政策……外交および安全保障政策の観点からのPUの提唱に関する基本的方針につき、幅広く合意。こうした共通の政策は、世界の平和と安定の維持、すべての国との友好関係の維持、民主主義の推進、人権擁護、世界経済の発展、さらにはEC各国の置かれた個別の特別な関係にも配慮して、行うべきである。IGCは、ECの制度的な枠組み（決定権限はEC首脳会議にのみ存在等）の範囲内で、こうした政策およびそれを強化し効率的に進める方法を展望するというPUの目的を提言することとなる。また、政策決定のプロセスについては、コンセンサス作りのための一般的ガイドライン（棄権・不参加が全会一致を阻害しない）や特別多数決の可能性、についても考慮しなくてはならない。

なお、共通の安全保障政策については、現在国際機関にて議論が行われている事柄を中心に、PUの役割を徐々に拡充していくことが考慮されなくてはならない。また、将来を展望した場合には、防衛問題に関するPUの役割について、現在加盟各国が置かれている状況にいたずらに左右されるべきではない。他方、NATOとの関係については、各国の置かれている伝統的立場についての先入観に左右されない範囲内で、

加盟国間の結び付きの維持・強化を念頭に置くべきである。

(3) P Uの有効性および効率性…… I G Cでは、今後P Uの有効性および効率性を高めるべく検討を進めていくにあたって、近年E C首脳会議が果たしてきた役割を強調すべき。E C首脳会議については多数決制度の拡充（同制度の例外を極力限定することを含む）、E C委員会についてはE Cの活動をより有効なものとするとの観点から、各々の権限および責任の強化、拡充の必要性を強調すべき。

3. 対ソ連・東欧援助

E C首脳会議は、ソ連における改革を十分支持し、その成功に貢献すべく、①750百万E C Uの食料および医療の緊急援助（うち250百万E C Uは無償、500百万E C Uは中期融資保証）の即時実施、②ソ連経済再建に資するため、同国資源の有効活用を促すように、公的・私的な経営、金融サービス、エネルギー、運輸、食料流通等の分野における技術援助（取りあえず91年に400百万E C U）の実施、等の措置を短期および中長期のガイドラインとして採用。

また、東欧の政治・経済改革に対する援助についても、湾岸危機に伴う東欧諸国の経済悪化という状況の下、公的・私的な援助ではカバーされていない金融所要額（約40億ドル）につき、それをカバーすべくG 24の枠組みの中で主導していくことに合意するとともに、国際機関が供与する以上の金融支援の可能性を示唆。それ以外にも、ハンガリーへの2次援助（260百万E C U）、ブルガリア・ルーマニアに対する食料・医療援助（100百万E C U）等を行うとともに、石油の供給不足（推定150百万E C U）に対する解決策を検討。

◆ブンデスバンク、91年のマネーサプライ目標増加率を発表

ブンデスバンクは、90年12月13日の定例中央銀行理事会において、91年のマネーサプライ（M3（注））目標増加率（91年第4四半期平残の前年同期比）を、統一ドイツ・ベースで「4～6%」とすることを決定し、発表した（なお、旧西ドイツのみを

対象とした90年の目標増加率は4～6%）。

本決定に関し、ペール総裁は以下のとおり対外説明した。

1. ブンデスバンクは、顕現化しつつある物価安定面のリスクを抑えると同時に、安定成長のための金融面の必要条件を維持するよう、91年の金融政策運営を行っていく方針である。このため、マネーサプライ目標増加率は統一ドイツ・ベースで4～6%とすることが適当と判断した。
2. 統一ドイツ・ベースのマネーサプライ目標増加率設定は、技術的困難を伴うが、①統一ドイツの潜在成長率を2.5%程度（旧西ドイツでは高め、旧東ドイツではマイナスの潜在成長率）、②適度なインフレ率を2%、③通貨流通速度を0.5%の低下とする前提に立ち、4～6%というレンジを決定した。ブンデスバンクとしては91年マネーサプライ増加率を目標レンジの下半分に収めたい、との希望を抱いている。なお、マネーサプライ目標値に旧東ドイツ分を算入することに伴う技術上の困難については、旧東ドイツの経済規模が旧西ドイツの10分の1に過ぎないことに照らし、あまり深刻に受止める必要はないものと思っている。
3. 旧西ドイツの90年の実質成長率は4.5～5%に達する見込みであるが、この間のインフレ率は石油価格上昇分を除くと3%を下回っており、これはブンデスバンクのこれまでの金融政策が奏功したことを示すものと思われる。また、90年7月の両独通貨統合が、大方が予想したようなインフレ率の大幅上昇に結びつかなかったことにも満足している。
4. 91年についても、ブンデスバンクはかなりきつめの政策運営を継続していく必要がある。これは、約1,500億マルク（名目G N Pの約5%）という大幅な財政赤字が見込まれることや、現下の産業別賃金改定交渉において高い賃上げ要求が出されつつあることによるものである。このうち財政赤字については、現在の見込みの範囲内に収め、その後持続的に減少させるべく、連邦政府のみならずとくに州政府レベルにおいても努力されることを期待している。

また、ドイツマルクをE M Sのアンカーとして

機能させ続けることはドイツのみならず欧州各国にとっても望ましいことと思われるが、このためにもドイツがきつめの金融政策運営を行っていくことが必要といえよう。

(注) $M_3 = \text{流通現金} + \text{要求払預金} + 4 \text{ 年未満定期預金} + \text{法定解約告知期間 (3 か月) 付貯蓄預金}$

◆フランス銀行、91年のマネーサプライ目標値等を発表

フランス銀行は、90年12月20日に開催された国家信用理事会において、91年の金融政策に関し以下の基本方針の下に運営する旨報告した。

1. 金融政策は、引続きフランの対外価値および対内価値の安定という二重の使命に沿って運営されることとなる。かかる政策は、経済の均衡のとれた発展に対し堅固な支援を与えることとなろう。
2. 今回よりマネーサプライの定義を変更(下表参照)するとともに、マネタリー・ターゲットを旧 M_2 から新 M_3 に変更したが、この変更は、①EC

マネーサプライ対象資産の新旧対照表

	旧	新
M_1	銀行券および貨幣 当座預金	銀行券および貨幣 当座預金*
M_2	M_1 + 通帳預金	M_1 + 通帳預金
M_3	M_2 + 外貨建て預金 定期預金 非譲渡性債券 C 金融債 D 現先	M_2 + 外貨建て預金* 定期預金* 非譲渡性債券 C 金融債* D* 現先* 短期OPCVM
最広義マネー サプライ指標 旧 L 新 M_4	M_3 + T B C P 契約型貯蓄	M_3 + T B* C P*

* 旧概念から短期OPCVMに組込まれた部分を除外(M_3 の短期OPCVMに集約)。

(注) すべて非金融機関居住者保有分。

域内諸国のマネタリー・ターゲットとの比較を行うとの観点から、より広義のマネタリー指標を採用する必要があったことに加え、②短期OPCVM(投信)におけるポートフォリオ構成の変更に起因するマネタリー指標の不安定性を排除することから行われたものである。

3. 具体的なマネーサプライ(新 M_3)の91年の増加率目標値(第4四半期の前年同期比)は、5~7%の水準(旧 M_3 ベースでは、3.5~4.5%に相当)に設定した。これは、91年の名目GDP前年比を5.4%(90年は6.1%)との前提の下で、新 M_3 の伸び率が名目GDPの伸びを中期的に1.5%上回るという事態にかんがみて設定したものである。

◆イングランド銀行、EC指令に基づき自己資本比率規制を一部変更

EC域内の金融機関の自己資本の定義について定めたown funds directive(89年4月採択)、自己資本比率規制に関するsolvency ratio directive(89年12月採択)については、それぞれ93年1月1日、91年1月1日までにEC加盟各国の国内で適用することが求められていることから、イングランド銀行は91年1月3日、この二つの指令に沿ったかたちで英国金融機関に対する自己資本比率規制の内容を一部変更する旨発表した。

EC指令の国内適用に伴う英国自己資本比率規制の今回の変更内容は、マイナーなものにとどまっているが、改正の主要点は以下のとおり。

1. 基本的フレームワーク

(1) 対象金融機関

銀行法上認可された英国金融機関のすべて(ただしディスカウント・ハウスを除く)を対象とする方針は不変。solvency ratio directiveは外銀のEC内支店をもカバーするかたちになっているが、英国では外銀の在英支店は引続き対象外。

(2) 最低自己資本比率

各行が維持すべき最低自己資本比率は、8%を下限に、イングランド銀行が各行と相談のうえ個別に決定する、というイングランド銀行の自己資本比率政策の基本方針も不変。

(3) 非連結ベースの自己資本

B I S 合意、own funds directiveとも連結ベースでの自己資本比率規制を原則としているが、イングランド銀行は引続き非連結ベースを重視。

2. 自己資本の定義 (own funds directiveに基づく変更点)

(1) 金融機関間の資本持合いの取扱い

英国では、他金融機関の資本保有額は原則としてすべて自己資本から除外される。金融機関の資本調達市場（発行市場および流通市場）でマーケット・メーカーとして機能している金融機関には例外措置が設けられ、一定限度の下に、他行の資本保有が認められているが、93年1月以降はown funds directiveに沿って、他行の資本保有額は、「当該資本発行金融機関の発行済株式の10%以下とし、かつ、他金融機関の資本保有額の合計が自己資本の10%以下とする」という新たな制約を付加。

(2) 利益剰余金の取扱い

公表利益剰余金をTier I に算入するにあたっては外部監査 (external audit) を、また、非公表利益準備金をTier II に算入するにあたっては内部監査 (internal audit) を行うことが条件 (93年1月以降実施)。

(3) 資産再評価準備金

固定資産再評価準備金のTier II 算入は不変。従来Tier I に含まれていた固定資産投資にかかる再評価額は、93年1月以降Tier II に組替え。

3. 自己資本比率の算定方法 (solvency ratio directiveに基づく主な変更点)

(1) モーゲージ担保債券のリスク・ウエイト

現在50%のリスク・ウエイトが適応されているが、solvency ratio directiveにはモーゲージ担保債券に低いリスク・ウエイトを適用してもよいとの規定がないため、93年以降は100%のリスク・ウエイトが適用される。

(2) 地方公共団体等に対するリスク・ウエイト

現在はイングランド銀行によって指定された地方公共団体に対しては20%のリスク・ウ

エイトが適用されているが、solvency ratio directiveに沿って、英国以外の国が自国内の地方公共団体につき0%のリスク・ウエイトを適用する可能性が出てきたことから、イングランド銀行でも0%のリスク・ウエイトが適用されている他国の地方公共団体への英国金融機関からの与信については、ケース・バイ・ケースで0%適用を認めていく方針 (英国内の地方公共団体については引続き20%のリスク・ウエイトを適用)。

◆チェコ・スロバキア国立銀行、為替相場を一本化のうえ変動相場制へ移行

チェコ・スロバキア国立銀行は、通貨コルナの交換性確立のため、まず90年12月28日に、商業取引用相場を約14%切下げ、旅行者用相場を約7%切上げて1ドル=28コルナに一本化したうえ、91年1月1日より、コルナの対米ドル相場を為替需給に応じて1日単位で変動させる旨決定した。

◆ハンガリー、公定為替相場を13%切下げ

ハンガリー国立銀行は、1月4日、通貨フォリントの公定為替相場をこれまでの1ドル=60.7827フォリントから69.9529フォリントへ13.11%切下げた (前回の通貨切下げは90年2月に約5%)。同国政府は、「今回の切下げは、政府の経済計画と財政再建策の一環であり、海外市場での輸出競争力を維持することが狙い」との声明を併せて発表。

◆ユーゴスラビア、公定為替相場を22%切下げ

マルコビッチ首相は90年12月28日、同国の低迷した経済を活性化するため、通貨ディナールを91年1月より、約22.2%切下げて、1マルク=9ディナールとする旨発表した。同国は、90年1月より、1マルク=7ディナールに固定して通貨の交換性回復を図ったが、当初よりディナールの公定相場は、かなり過大に評価されていたほか、最近数か月では、インフレ高進と輸出減少が深刻化し、通貨切下げの圧力が一層強まっていた。

◆ソ連、ルーブルの新商業為替相場を導入

ソ連政府は、90年11月1日より、貿易や外国からの対ソ投資の決済に用いられる新商業為替相場を公定相場の約3分の1に相当する1ドル=1.8ルーブルに設定し、従来2,000あまりあった商業為替相場を一本化した。ただし公定相場（1ドル=0.55ルーブル）、旅行者用相場（1ドル=5.5ルーブル）は従来そのまま残る。ソ連国立銀行では今回の措置について、「公定相場の使用は、限定的なものにとどめて、基本的には商業為替相場を適用する」と対外説明。

◆ヒューストン・サミットの要請に基づくソ連経済調査 ——「概要と勧告」——

90年7月に開催されたヒューストン・サミットの要請を受けて、IMF・世銀・OECD・欧州復興開発銀行（EBRD）の4国際機関はソ連経済に関する調査を実施し、その報告書を90年12月21日に公表した。「概要と勧告」（Summary and Recommendations）の骨子は以下のとおり。

1. 最近のソ連経済は急速に悪化している。旧来の計画経済体制は崩壊したが消滅してはいない。一方、市場が機能するための枠組みは未だ確立されていない。
2. 政府は速やかに市場経済化措置を実施し、また、計画経済と決別するために、早い段階で抜本的改革を行うことが必要。同時に安定化政策・構造改革を進めることも必要。
3. 金融の安定回復には、①一般政府の財政赤字（90年にはGDPの8%）の大幅削減、②過剰流動性の吸収、③信用創造の抑制、④実質金利をプラスに転化することが必要。また、移行過程においては所得政策も不可欠。
4. モノ不足への適切な対処法として急速で広範な価格自由化が必要。また、貿易の自由化も早急に進められるべき。もっとも、家賃や基礎消費財の一部については、国民生活のセーフティー・ネット確保の観点から、一定期間は補助金給付を継続することもやむを得ない。
5. 価格体系の合理化は、①自由相場の外国為替パラレルマーケット（現在は公定相場と自由相場が

並存）の拡大、および、②約1年以内に經常取引を扱う外為市場を統合（単一為替相場の採用によるルーブルの交換性回復）することによっても促進される。

6. 私有制度の確立、経済統制の撤廃も重要。企業の民営化については、中小企業は直ちに実行し、また大企業はその企業としての財務面・経営面での独立度合いを増す方向で行われるべき。
7. その他の政策課題としては、①法律・金融・貿易制度の改革、および、②農業・流通・エネルギー・製造業といった重要産業の改革が挙げられる。経済改革の実施は、生産・雇用の減少といった一時的な痛みを伴うが、実施の遅れは問題をさらに深刻化する。
8. 海外諸国からの援助のあり方としては、①民間部門を中心とした広範囲にわたる技術支援、②流通問題の解決を前提とした人道的支援、③国際収支上の支援やプロジェクト支援（ただし、広範な制度改革にあらかじめ着手していることが必要）などが有用。

◆ソ連人民代議員大会は大統領権限の強化を柱とする政治機構改革に関する憲法改正案を採択

ソ連人民代議員大会は、90年12月26日、政治機構改革に関する憲法改正案を賛成多数で採択し、大統領の権限強化を図った。主な改正点の概要は次のとおり。

1. 閣僚会議の内閣への組替え
これまで行政を担当してきた閣僚会議は「内閣」に名称を変え、各共和国の政府の長（首相）が加わることとなった。大統領は、首相・閣僚の任免権を有する。
2. 連邦会議の役割拡充
連邦会議には各共和国および自治共和国の代表（大統領および最高会議議長）を参加させ、共和国間の政策を調整し、連邦全体としての内政、外交の基本方針を決める国政機関として位置づけ、大統領がこれを統轄する。
3. 副大統領職の新設
新設された副大統領は、大統領が職務を遂行できない場合にその職務を代行する。任期は大統領

に準じるものとされ、米国の副大統領制に近い性格をもつ。

初代副大統領にはヤナーエフ共産党政治局員（国際問題担当、ロシア共和国出身で、共産党の対日政策の最高責任者）兼書記（53才）が選出された。

4. 安全保障会議の創設

安全保障会議は、安全保障問題を扱う諮問機関を新たに設置。

◆中国、国民経済・社会発展10か年および第8次5か年計画の基本方針を決定

中国では、共産党第13期中央委員会第7回全体会議（7中全会）が12/25日から30日まで開催され、「国民経済・社会発展10か年（1991～2000年）および第8次5か年（1991～95年）計画」の基本方針を決定した。今回の決定は党の政府に対する建議で、今後政府がこれに基づき計画要綱を作成し、詳細は91年春頃に開かれる第7期全国人民代表大会（全人代）第4回会議で最終決定される段取り。

12/30日に発表された「7中全会コミュニケ」の概要は以下のとおり。

1. 1978年の第11期3中全会以降中国の改革・開放と社会主義の現代化建設は大きな成果を上げてきた。90年代は中国の社会主義現代化建設の鍵となる重要な第2段階である。
2. 国民総生産を2000年までに1980年の4倍（実質ベース）とする。
3. 経済建設の重点は、農業の発展、基礎的工業、基本的インフラの強化、加工工業の改造、教育・科学技術の向上におく。
4. 5か年および10か年計画の制定と実施にあたっては、次の5項目を重要方針とする。
 - ①中国の特色をもった社会主義を建設する。
 - ②改革・開放を推進する。
 - ③国民経済の持続的、安定的、協調的発展を図る。
 - ④外資の利用と同時に自力更生をも強化して経済発展を図る。
 - ⑤マルクス主義と毛沢東思想を指導思想とする社会主義精神文明を建設する。

5. 5か年計画初年度の91年は、整理整頓と改革の深化を引続き行う。とくに国営大中型企業の活性化と農業の安定的発展は重点課題である。

この間、コミュニケに対する香港チャイナウォッチャー筋の見方は、「保守派と改革派の綱引きの中でまとまった妥協の産物で、目立った新施策が打出されていない」とか、「思想・イデオロギーの強調と改革開放路線の下での経済建設の継続が2本柱となっているが、これまでに比べて思想・イデオロギーの強調が目立っており、保守派の色彩がやや強い」といったところ。

◆豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行（中央銀行）は、12月19日、公定歩合（中央銀行による大蔵省ノート〈13週間物〉再割引レート）の引下げを決定、即日実施した（13.6%→12.0%）。今回の引下げは、国内景気が減速傾向を強める中で、物価上昇率も徐々に鈍化しつつある（CPI前年比1～3月+8.6%→4～6月+7.7%→7～9月+6.0%）ことにかんがみ実施されたもの。なお、本レートの引下げは本年に入り6回目。